明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二五）　二
○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（二二六）　二

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五一）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**五七六、五七七）　五
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一九〇五～一九〇七）　五
○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**一三四四～一三四九）　六
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**一三五〇）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二〇八）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**三九四～三九七）　七

〔国会事項〕
内閣　八

〔人事異動〕
内閣　八

〔叙位・叙勲〕
内閣　八

〔皇室事項〕
官庁事項　九

〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示三、神奈川同八、岐阜同四）　九
最低賃金の廃止決定に関する公示（岐阜労働局最低賃金公示五）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二五号）（総務省）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二二年法律第三七号）の施行期日は、平成二二年一一月二七日とすることとした。

◇独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二六号）（総務省）

1　独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号。以下「通則法」という。）第四六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（2において「現物による国庫納付」という。）についての手続を定めることとした。（第二条の二関係）

2　通則法第四四条第三項の中期計画において通則法三〇条第二項第四号の二の計画を定めた場合における現物による国庫納付についての手続を定めることとした。（第二条の三関係）

3　通則法第四六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（4において「譲渡収入による国庫納付」という。）についての手続を定めることとした。（第二条の四関係）

4　通則法第四四条第三項の中期計画において通則法第三〇条第二項第四号の二の計画を定めた場合における譲渡収入による国庫納付についての手続を定めることとした。（第二条の五関係）

5　通則法第四六条の二第三項ただし書の規定により簿価超過額の全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについての手続その他簿価超過額があった場合における手続を定めることとした。（第二条の六関係）

6　通則法第四六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により国庫に納付する金額が帰属する会計について定めることとした。（第二条の七関係）

7　通則法第四六条の二第四項の規定による独立行政法人の資本金の減少についての手続を定めることとした。（第二条の八関係）

8　この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二二年法律第三七号）の施行の日（平成二二年一一月二七日）から施行することとした。